

支援者が専門性を高めるための地域の実践

新潟における自主学習会の取り組みから

小澤薫^{1*}、伊藤裕輔²、小栗宗春³

支援者の専門性は、クライアントにとって大きな力となる。その世帯の課題を追求し、必要な制度、資源につながるができる。「地域包括ケアシステム」構想をはじめ政策的には、福祉課題に対して、住民も含めた地域の力への期待が大きい。新潟で、支援者の専門性を高めるという視点で活動している「東区地域力を高めるための学習会」と「ソーシャルサポートネットワーク」という2つの学習会がある。この自主的学習会の実践、その成果と課題について検討した。2つの学習会の共通点は、支援者としての専門性の向上、多職種連携、ネットワークづくり、そして学習会の継続であった。世帯の課題の背景である社会構造を理解することが、支援者にとって重要であり、学習会の柱となっていることがわかった。

キーワード： 地域力、ソーシャルワーク、支援者支援、ネットワーク

はじめに

支援者の専門性は、クライアントにとって大きな力となる。その世帯の課題を追求し、必要な制度、資源につながるができる。自立に向けて、その世帯の課題解決に向けて、支援者の支えが不可欠である。その一方で、8050、9060に代表されるように、世帯の課題が潜在化して早期発見が困難な状況、多問題を抱えて対応に長期間を要する状況が、福祉の現場では散見されている。また、身元保証人等の不在を理由に、病院への入院や施設等への入所が進まないといった事例もみられている¹⁾。

2015年施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の支援にあたって、地域の役割、そのための住民も含めた地域の人材の育成、資源の確保、地域の福祉の担い手である専門職同士の連携の重要性が強調されている。2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築について、政府は「地域の自主性や主体性に基づき、地域の特

性に応じ」た地域づくりを指摘している²⁾。

あわせて、専門職の確保、養成は、各自治体をはじめ、専門機関において大きな課題になっている。生活保護担当の現業員（ケースワーカー）についてみると、経験年数1年未満が23.6%、3年未満とあわせるとほぼ6割を占めている³⁾。全国公的扶助研究会の調査によると、①年代の若い世代はケースワーカー経験が短いこと、②勤続年数が短い人、就職したばかりの自治体職員がケースワーカーの職に就いている傾向が示された⁴⁾。こうしたなかで、ソーシャルワーカーとしての専門性の確保に向けた職員体制の整備、研修が重要な役割を果たしている。

本稿では、社会福祉の専門職が、自身の専門性を高めるために行っている2つの自主的な学習会の開催頻度、内容、参加職種等をみていく。その成果と課題について考察をしたい。

方法

「東区地域力を高めるための学習会」（幹事

¹ 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 ² 地域包括支援センター 胎内市社協 ³ 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターあしぬま荘

* 責任著者 連絡先：ozawak@unii.ac.jp

利益相反：なし

小栗)と「ソーシャルサポートネットワーク」(幹事伊藤)のこれまでの活動を、企画・運営の視点から整理する。

結果と考察

1 「東区地域力を高める学習会」の実践

(1) 学習会の開始時期と経緯、きっかけ

2017年に、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の声かけではじまった。当初メンバーは、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、障がい相談支援専門員、大学教員、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、新潟市内の弁護士であった。呼びかけ人の問題意識として、「地域包括支援センターに持ち込まれる介護支援専門員の相談内容が、利用者への支援では解決に至らないケースがある。例えば同居する子どもに障がいがあり、そこから派生する問題が利用者の生活にも影響し、問題を複雑化し世帯全体の問題にまでなっていること」であった。他のメンバーも同様の問題意識を実践のなかで抱えており、従来の高齢、障がいの個別の職種の枠にとどまらない連携が、地域の福祉課題の解決に向けて不可欠であることが共有化された。あわせて、政策的には、地域力として地域住民の力が期待されているが、ここでは、支援者の専門性を高めることによって地域力を高めるという認識のもと、支援者中心の学習会を開催することとした。

(2) 学習会開催頻度

開催は年1~2回。学習会開催にあたって、幹事会を年に4~5回実施している。幹事会メンバーは、当初メンバーである介護支援専門員、地域包括支援センター職員、障がい相談支援専門員、区社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー、大学教員、弁護士である。学習会の企画、運営について協議をしている。

(3) 運営費

自主財源で実施、助成金は活用していない。資料の印刷代等の運営経費について、参加費100円を徴収している。

(4) 活動の対象エリア

新潟市東区が主となる。会場は、第2回から新潟市東区にある新潟県立大学で開催している。参加者は、勤務地が東区の方が中心であるが、東区以外からも参加がある。

(5) 学習会の目的

- ① 東区に暮らす地域住民が、安心して暮らし続けられるために必要な東区の地域性・地域の強み、特性、課題を1つずつ明らかにすること。
- ② 利用者、家族、地域住民の支援をすすめるにあたって、世帯単位の支援なしには困難な実情があり、学習会を通して、高齢、障がいなどの横断的な連携を図るとともに、専門職同士の理解と専門性の向上を図ること。今後、支援しやすい環境づくりを整備することとあわせて、専門職として地域で働き続けられるモチベーションの向上に役立てること。
- ③ 将来的には、自分が所属する組織、団体や行政に具体的な施策を提言し、暮らしやすい地域づくりにつなげること。

(6) 主な参加者

高齢分野、障がい分野の支援者(介護支援専門員、地域包括支援センター社会福祉士、同センター保健師、看護師、障がい支援専門員)、社会福祉協議会職員、弁護士、福祉用具専門員、葬祭業者、大学教員、行政職員など。職種構成については、表1の通り(2回から6回の延べの参加者)。

表1 参加者の職種等(延べ参加者数)

職種等(自己申告)	人数(人)
介護支援専門員	135
相談支援専門員	40
学生	29
社会福祉士	28
医療ソーシャルワーカー	8
生活相談員	8
弁護士	8
保健師	8
教員	7
困窮者支援	7

訪問介護サービス提供責任者	7
看護師	5
行政	5
福祉用具相談員	5
コミュニティソーシャルワーカー	4
支援員	2
就労支援員	2
税理士	2
社会福祉協議会職員	2
薬剤師	1
その他	15
総計	328

(7) 学習会で取り上げたテーマ・参加者数

テーマは、①高齢、障がい分野の複雑、多問題ケース、②権利擁護（成年後見、身寄りなし問題）、の2点に集約される（表2）。

表2 各学習会のテーマ、参加人数

回	開催日	テーマ	参加人数(人)
1	2017/7/15	「東区の基本データ」「弁護士・支援者ほっとライン 東区の状況」	20
2	2017/10/14	「他機関連携（高齢、障がいの支援困難ケース）」「東区社会福祉協議会活動報告」	56
3	2018/1/27	「基幹相談支援センター業務内容について」「連携について」（障がい部門）	63
4	2018/8/18	「みんなで考えるケース会議」（障がい部門）、インシデントプロセス法活用、「弁護士連続ミニ講座 成年後見制度」	60
5	2019/1/12	「社会福祉協議会事業から見える子ども・子育て支援の現状と課題」「弁護士連続ミニ講座 身寄りなし問題」	61
6	2019/11/8	「事例のむこう側に輝いているクライアントの強み～2事例を通して～」	68

(8) 学習会に対する主催者としての評価

- ・ 高齢、障がい、子どもが同居する世帯支援に対して、各専門職が横断的な連携を図ることを意識した事例検討をおこなってきた（第2～4、6回の事例検討から）。そのことは、東区において高齢の親、障がいのある子の世帯で、問題が複雑化しているという地域の特性から、でてきたテーマである。学習会の繰り返しと継続が東区という地域の特性を具体的に表すことにつながり、支援の専門性の根拠を明確にできるようになると考えている。
- ・ 第3回の学習会で取り入れた「インシデントプロセス法」⁵⁾を学んだ介護支援専門員が、自身の業務圏域の「介護支援専門員事例検討会」で取り入れ、学びを広げていった。業務の中に学習会で学んだ新しい技法を取り入れることが可能となった。そのことは専門性を高め、働き続けられるモチベーションづくりにも寄与したと考えられる。
- ・ 学習会后、幹事会では毎回アンケートをとることで、参加者のニーズを捉えることに努めた。東区の支援ケースが、複雑多問題化している特性の1つに子どもの問題もあることが出された。そのことを踏まえて子ども支援中心の学習会を開催した(第5回)。高齢分野、障がい分野の専門職にとっては、支援の視点を広げることができたと同時に、子ども分野の専門職との連携が弱いこと、その連携を強めていくことの重要性を意識することにつながった。
- ・ 計6回にわたる学習会の積み重ねによって、東区の特性の1つである、高齢の親と障がいのある子の同居世帯において、複雑で、多問題を抱えた、支援困難なケースが多いことが確認された。あわせて、支援にあたって多職種の支援の連携が重要であることが改めて確認された。それは学習会のテーマの共通性にも現れている。そのことが、東区の特質の1つとして捉えており、学習会を継続するモチベーションとなっている。
- ・ 現場の支援者が研究者と一緒に学習会を計画することで、支援者の実践の根拠と理論

を切り結ぶことになり得ると考えている。

- ・ 地域の実態から、支援者の支援内容では、権利擁護の視点が今後ますます重要になっている。弁護士と幹事会への参加とあわせて、学習会のなかで、弁護士による成年後見のしくみや身寄りなし問題についての講座を開催してきた。司法との連携の重要性を学習会に位置づけてきた。そのことは、支援者にとって、弁護士が身近な存在として相談できる関係にもなり、問題解決の方向の糸口になってきたといえる。

(9) 今後の活動に向けての課題

- ・ 東区における高齢の親と障がいの子の世帯の複雑で支援困難な状況について、障がい者手帳発行数と関係があると考えたが、他区と比較して高くはなかった。その一方で東区は、生活保護率、公営住宅戸数、児童虐待発生率が新潟市内で一番高いという特徴的な状況を示している。その上で、支援者が地域の特性や地域性を把握した上で専門的な支援ができるように、さらなるデータ分析が不可欠になっている。そこを明らかにすることが学習会の目的であり、将来的には提言やソーシャルアクションになると考えている。
- ・ 専門職が支援しながら困難と感じつつも、多職種で連携しながら、支援する背景には、利用者や家族の置かれた生活は、社会構造の様々な矛盾の反映として理解することが重要である。そこに目を向けた学習会が今後必要になると考えるようになった。
- ・ 東区地域力を高めるには、行政との連携は不可欠であるが、行政の参加が非常に少ない。行政の支援者が参加しやすい工夫が必要である。

2 「ソーシャルサポートネットワーク」の実践

(1) 研究会の開始時期と経緯、きっかけ

2016年に同じ市内の地域包括支援センターの社会福祉士同士で「保健師や介護支援専門員の役割は広く周知されているが、社会福祉士の認知状況はどうか」という疑問が共有された。厚生労働省は、社会福祉士の「あり方や機

能を明確化する」必要性があることを指摘したことを踏まえて⁶⁾、社会福祉士を対象とした学習会を企画した。その際、団体名は、社会の問題に対して複数の人や集団と連携を図る支援体制を構築していきたいという思いから、「ソーシャルサポートネットワーク」とした。

(2) 学習会開催頻度

仕事の傍らでの活動になること、家庭生活との両立の観点から、無理なく継続して行くことを目標とした(基本的に年3回程度開催)。幹事の中心メンバーは、学習会代表と同じ市内で働く地域包括支援センターの社会福祉士と社会福祉士の資格取得を目指している職員の3人で構成されている。第3回以降の学習会から開催場所とテーマに合わせて、その都度協力者を募り、一緒に企画・実施をしてきた。幹事会の開催頻度はテーマごとに3回程度、内容の構成と役割分担を確認している。開催ごとの協力者については、表3の通りである。

表3 開催にあたっての協力者

	協力者
第1回	なし
第2回	なし
第3回	社会福祉士2人、介護支援専門員2人、教員1人、保健師1人、学生1人
第4回	社会福祉士1人、介護支援専門員1人
第5回	社会福祉士2人、介護支援専門員2人
第6回	社会福祉士1人、介護支援専門員1人
第7回	社会福祉士4人、介護支援専門員1人、教員2人、保健師1人、学生6人
第8回	社会福祉士5人
第9回	社会福祉士1人

(3) 運営費

新潟県社会福祉士会の自主活動支援の申請を行い、年4万円の経費補助を受け、活動費にあてている。使用用途は主に印刷代や会場費に使用している。運営費の不足が生じるため、毎回参加者から100円徴収している(学生は無料)。

(4) 活動の対象エリア

学習会を立ち上げる際に新潟県社会福祉士会の入会者数を調べたところ、約 1,200 人であり、新潟市を除いた下越圏域の入会者数はそのうちの 8%程度であった(2019年10月25日時点)。そこで対象エリアを限定せずに各市町村に出向いて学習会を開催していく方向となった。

学生	61
福祉用具専門員	7
保健師	15
看護師	2
その他	19
総数	315

(5) 学習会の目的

幹事会では以下の5点を目的とした。

- ① 下越地区の社会福祉士同士の横のつながりを構築すること。仲間づくりと他分野の専門性を知ること。
- ② 専門職としての啓発や社会的認知度の向上を図ること。社会福祉士資格の有無、県社会福祉士会の会員かどうかに関わらず、社会福祉士に関心がある人の参加を促す。
- ③ 参加者自身の「～な活動がやりたい」「～な研修がしたい」「～を知りたい」「～学びたい」といった声を反映していくこと。
- ④ 勉強会等を通じ、ソーシャルワークの実践力や自らの専門性の向上を図っていくこと。そのことによって個々の業務や活動等に活かすことができる。
- ⑤ 地域に存在する多様な資源とつながり、下越地区における社会福祉の増進に寄与すること。

(6) 主な参加者

参加者の内訳で最も多い職種は、社会福祉士であり、次いで学生、介護支援専門員の順となっている。対象者を社会福祉士に限定していないため、大学と専門学校の先生や医療系の職種の参加も多い。その他での職種は社会福祉主事、地域福祉活動専門員、葬儀屋、事務職であった(表4)。

表4 参加者の職種の内訳(延べ参加者数)

職種等	人数(人)
社会福祉士	129
ケアマネ	41
精神保健福祉士	8
教員	15
介護士	18

(7) 学習会で取り上げたテーマ・参加者数

テーマは、「社会福祉士」としての専門性を深めていくものである(表5)。

表5 各学習会のテーマ・参加者数

	開催日	テーマ(開催場所)	参加人数(人)
1	2016/12/3	「社会福祉士って何?」(新発田市)	26
2	2017/3/25	「助けてと言えなくて マップ作成から見える地域の課題」(新潟市)	38
3	2017/8/29	「未来を考えるソーシャルワーク 最悪のシナリオから考える」(新潟市)	45
4	2017/12/2	「私が描く相談員像 相談員に求められる役割」(新発田市)	31
5	2018/3/10	「社会福祉士の相談援助とは? 事例検討を通じて」(新潟市)	46
6	2018/7/14	「社会福祉士って何?」(村上市)	20
7	2018/9/14	「過去・現在・未来を考える旅」(阿賀町)	40
8	2018/3/16	「社会の歪み 医療編」(新潟市)	57
9	2019/7/27	「社会の歪み ひきこもり編」(新潟市)	32

(8) 学習会に対する主催者としての評価

- ・ この4年間、4市町村で9回の学習会を企画し開催し、各地域で働く多くの社会福祉士との出会いがあった。また、参加者と一緒に学びを深める中で社会福祉士の専門性について考えてきた。参加者の中には学習会がきっかけで社会福祉士に関心を持ち、国

家試験の受験資格を取得する人もでてきた。さらに、社会福祉士には様々なフィールドで働いている人が多く、他分野の専門性を知ることに繋がった。

- ・ 第2回から企画の協力者を募り、第3回から開催場所とテーマに合わせて協力者と一緒に打ち合わせを行い、学習会の開催につながった。協力者は社会福祉士だけではなく、大学や専門学校の教員をはじめ、保健師、介護支援専門員、学生と幅広い職種の方と一緒に企画・開催してきた。事例検討が多い学習会だが、第7回の学習会では、現任者と県内の社会福祉士養成の複数の大学と専門学校の学生と一緒に阿賀町で一泊二日の学習会を企画した。阿賀町で働く社会福祉士の取り組みをはじめ、住民との触れ合い、高齢者の居場所（サロン）訪問、水俣病について学びを深めることができた。
- ・ 毎回、アンケートで参加者に学習会で取り上げてほしいテーマを挙げてもらっている。できるだけ参加者の要望に応えられるように幹事会で打ち合わせを重ねてきた。その中で、ひきこもりに関する学習会を希望する意見が多く、第9回ではひきこもりをテーマに学習会を開催した。改めて参加者と一緒に学習会を作っていく大切さを学ぶことができた。
- ・ 毎回、土曜日の午後に学習会を企画しているが、貴重な休日にも関わらず毎回20名以上の参加者が集まっている。
- ・ 参加者の職種は、表4で示した通りだが、参加者の年齢は20代から60代と幅広い。グループワークでは、その強みを生かすためになるべく世代別に分けている。第5回終了後のアンケートでは、「自分が生きてきた勘や経験知で判断することは間違いだと気づくことができた」、「ソーシャルワーカーとして大切なのは、気づきの言語化、価値、ソーシャルアクションであることが良くわかった。これからは意識して普段の業務に取り組みたい」との意見があった。社会福祉士はクライアントの自己実現を目指すために必要な視点を学ぶことができた。
- ・ この学習会は、社会福祉士養成の大学・専

門学校の教員が関わっており、そこから多くの学生に広報ができ、学生の参加が多いことも特徴の1つである。ソーシャルワーカーは、現場実践の中から湧き上がる問題意識や検討課題を追求し、実践の理論化と理論の実践への活用という両面で活躍する必要があると考えている。この点からも学習会に教員が協力していることは非常に心強い。また、本活動が新潟県社会福祉士会でも注目されるようになり、「2020年 ソーシャルワーカーデーin にいがた」では、本活動の内容を報告することとなっている。着実に歩んできた成果が、実を結んでいると実感している。

- ・ 本活動の強みの1つは行動力である。対象エリアを限定せずに新発田市、新潟市、村上市、阿賀町で、テーマを考えながら学習会を開催してきた。そこで出会うことができた社会福祉士や他職種は、継続的な学習会への参加につながっている。また、ときには学習会の協力者にもなってもらい、より関係性が深まっていることを実感している。
- ・ 強みの2点目は発信力である。本活動に興味関心を持ってもらえるようにフェイスブックを活用し、開催日の告知と学習会終了後の様子をアップしている。実際、過去のアンケート集計からフェイスブックの動画を見て参加した人は多かった。全体として学生や20代前半の参加者が多く、時代にあった周知方法や工夫が必要である。
- ・ 強みの3点目は社会福祉士を目指している学生の参加が多いことである。現役の社会福祉士がどのような場面で悩み、葛藤を抱えているのか、それを直接学生が感じることによって、学生が学びを深めるとともに、自分なりの考え方を形作る場にもなっているのではないかと感じている。
- ・ 学習会を継続できる強さである。回数を重ねていくと考え方の相違や学習会の負担から存続自体難しくなることがある。学習会を通して久しぶりに会う仲間と近況報告をしたり、お互いの頑張りを知ることでモチベーションのアップにつながることもある。参加者からも「毎回楽しみにしている」「次

はいつですか」と聞かれることもある。幹事と参加者に元気を与えられることが本活動の一番の強みではないかと考えている。

(9) 今後の活動に向けての課題

- ・ 学習会を継続することである。仕事、家庭、プライベートの傍らで企画・運営・振り返りの時間を確保するためには大きなエネルギーが必要である。特に企画の段階では、内容の構成や役割分担、会場の確保、出欠席者の把握、懇親会の手配など詳細な確認が必要になる。幹事には、未就学から、小学校低学年、高校受験を控えた子どもなど、子育て世代が多いため、家族の理解が欠かせない。学習会は年3回程度を予定しているが、継続していくためには家庭とのバランスを見ながら開催数を調整することも必要になっている。
- ・ テーマ・内容の構成である。学習会立ち上げ当初は、参加者数が本活動の評価に繋がると考え、参加者数を増すことを考えてきた。いまは、事例検討を重ねる中で、地域に共通する「社会的排除」、「社会的孤立」の実態を確認することができた。社会構造のなかで問題を捉えていくこと、これらの諸問題に対してどのように参加者と問題意識を共有していくか、こうした視点でテーマを考えていこうと考えるようになった。

3 学習会の共通点と事例検討から見えた地域の構造

(1) 学習会の共通点

2つの学習会の取り組みの共通性から、学習会のステップアップにつながるものを見ると、それぞれの学習会の目的と参加職種に現れている。その共通点は以下の通りである。

① 専門性の向上

「ソーシャルサポートネットワーク」は、社会福祉士という資格の本来の専門性とは何かを考えるために、学習会テーマが社会福祉士に関連するものになっている。「東区地域力を高める学習会」は、地域に現れる諸問題から地域の特性に視点を置いて、事例を用いながら検討し、支援者としての専門性を高めるアプローチをとっ

ている。また、研究者、弁護士の参加を促し、より専門性の向上を意識したものになっている。

② 多職種連携

参加者の職種（業種）の内訳をみると、「ソーシャルサポートネットワーク」は9、「東区地域力を高める学習会」は14であった。なお、「東区地域力を高める学習会」の幹事のひとり、1990年代に、新潟市で自主的な学習会である「福祉、医療学習会」を運営した経験がある。開催は、ほぼ毎月で、2年間行われた。この時の参加職種は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護士、病院職員、病院医療ソーシャルワーカー、大学教員の5職種のみだったという。措置から契約へという体制の変更、介護の社会保険化など制度、環境が大きく変わったため、単純に比較はできないが、参加職種（業種）の増加は、支援にあたって多くの機関との連携が求められていることといえる。

③ ネットワークづくり

専門性を高め、地域のクライアントの生活に現れる諸問題を支援するには、多くの専門職との連携なしには支援が難しい。このことは、多くの専門職による支援ができるようなネットワークを構築しないと課題解決につながらないことを意味している。

④ 身の丈にあった学習会の積み重ね

学習会を開催してきた代表者の考えの共通点は、そもそも社会福祉士として、支援者として、自分たちは専門性が高くないという認識から出発していた。学習会に参加する社会福祉士、支援者と一緒に、お互いに専門性を高めていきたいという思いがあり、それが、背伸びせず、今の専門性の到達点からくる身の丈にあった学習会の開催であり、その積み重ねである。

(2) 検討した事例の内容

「東区地域力を高める学習会」と「ソーシャルサポートネットワーク」の事例検討の内容をみると、事例に出てくるクライアント及びその家族には共通するものがある。それは社会的なつながりが弱いということである。事例だけではなく、実際に働く現場でも1世帯の中にそれぞれの世帯員が抱えるニーズが複合化し絡み合うケースが存在している。それらは、短期間で

の支援や既存のサービスでは解決できず、支援が長期化することも少なくない。進む核家族化、単身化による人間関係の希薄化、非正規雇用の増加による雇用の不安定化、これらとあわせて貧困の深刻化、社会的孤立が進んでいる。社会的つながりが弱い人々の状況は、短期間で生み出されたというよりは、長期の生活の積み重ねによる場合が多く、その1人ひとりが抱えるニーズは時間とともに多様化、深刻化しがちである。そうした状況に対して、高齢分野では利用者の全体像の把握と分析のために、現場では「アセスメントツール」⁷⁾の開発や運用が進んでいる。しかし、これでは定型化できない問題や「利用者が望む本当のニーズ」を把握することは難しい。介護保険法の第1条では、介護サービスを必要としている人が「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」と規定されているが、制度の適用が第一となつて、利用者に向き合うことが少なくなっているという声が聞かれている。

2016年に政府は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、「地域共生社会」に向けて、地域住民を主体にしたつながりの再構築を謳っている。こうした動きを受けて、現在では社会福祉士や精神保健福祉士の福祉専門職を職員として採用する自治体が増えている。しかし、社会福祉の専門的な技術であるソーシャルワークの「クライアントを取り巻く社会環境とのつながりに着目した視点」が、福祉現場で醸成されているとは言いがたい。だからこそ、社会的つながりが弱い人を包摂するための知識を身につけ、同じ目的意識を持った専門職と議論を重ねながら、専門性を深めることが大切である。それには、福祉関係者だけではなく、技能を習得する教育や人権と法を照らし合わせた支援が行えるような活動も重要である。実際、代表者のなかには、リッチモンドから改めてソーシャルワーク学び直す「ソーシャルワーク学習会」(2018年から)、法的根拠となる憲法について正しく理解する「憲法カフェ」(2019年から)など、新たな学習会を定期的で開催する動きも現れている。地域課題を構造的に把握し、

視野を広げて検討していくことの必要性が見出されている。

結語

行政をはじめ全国的に福祉職採用が広がり、社会福祉士取得の職員が庁内、福祉職場に増えている。しかし、研修体制など組織として専門性を高める体制の構築が十分とは言い難い状況がある。実際、生活保護の現場では、ケースワーカー経験のない査察指導員は、4割から5割に及ぶという数字が示されている⁸⁾。同調査の結果から、ケースワーカーにとって他職種連携を積極的に進めることが、世帯の課題解決につながるという回答がみられた一方で、他機関連携に消極的な回答も多くみられた。このことは、支援者による学習会に行政職員の参加が少ないことと関係していると考えられる。「東区地域力を高める学習会」においては、行政機関への周知を重ねているが、参加者はかなり限られていた。地域課題の解決には行政の協力が不可欠である。幅広く学習会の趣旨を理解してもらうために、地域住民の抱える諸問題を構造的に捉える視点、専門職同士の顔の見える関係づくりが支援を円滑に進めることなど、成果を共有しながら、ひとりでも多くの地域の専門職を巻き込んでいくことが求められている。学習会が地域において実践と理論の融合を深めていくために、次の展開を見据えて、継続し、共有していく体制づくりを一緒に考えていきたい。

文献

- 1) 小澤・身寄りなし問題研究会(2018)。
- 2) 厚生労働省「地域包括ケアシステム」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
(2019年12月28日確認)。
- 3) 厚生労働省「平成28年度福祉事務所人員体制調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/125-1.html>
(2019年11月19日確認)。
- 4) 全国公的扶助研究会(2018)、p.312。
- 5) 「ある問題を含む事例の断面を具体的なインシデント(事件)として短時間で提示し、そ

- れに基づいて参加者全員が主体的解決法を検討する方法」岩間他（2010）p.217。
- 6) 厚生労働省（2015）「第7回 福祉人材確保対策検討会 資料1」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/1.shiryo1.pdf>（2019年11月19日確認）。
- 7) アセスメントシートは厚生労働省が指定する課題分析標準項目（23項目）を満たしたものであり、都道府県によっては、シートの様式を示している。
- 8) 小澤・にいがた公的扶助研究（2016）、全国公的扶助研究会（2018）参照。
- 価値と倫理と社会正義について考え続けるということ」『ソーシャルワーク学会誌』36
小澤薫・にいがた公的扶助研究会（2016）「新潟県における福祉事務所のあり方に関するアンケート調査結果報告書」（平成27年度 新潟県立大学地域連携センター地域貢献推進事業 報告書）
小澤薫・身寄りなし問題研究会（2018）「『身元保証人等に関する実態把握調査』結果報告書」（平成29年度 新潟県立大学地域連携センター地域貢献推進事業 報告書）
今野晴貴・藤田孝典編（2019）『関わなければ社会は壊れる』岩波書店
日本学術会議 社会学委員会 社会福祉学分会（2018）「提言 社会的つながりが弱い人への支援のあり方について 社会福祉学の視点から」全国公的扶助研究会（2018）『第51回全国セミナー・東京大会 資料集』

参考文献

- 伊藤大介（2019）「社会福祉士の相談援助実習における学生の自己評価の点数と関連する要因」『ソーシャルワーク学会誌』38
岩間伸之・白澤政和・福山知女編著（2010）『ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ』ミネルヴァ書房
植竹日奈（2018）「ソーシャルワーク実践の中で

Practice for Improve the Expertise of Supporters Based on the activities of self-study meeting in Niigata

Kaoru OZAWA^{1*}, Yusuke ITO², Muneharu OGURI³

¹ Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

² Community General Support Center TAINAI City Social Welfare Council

³ In-Home care support Center ASHINUMASOU

* Correspondence, ozawak@unii.ac.jp